

1 「里山」の定義の整理

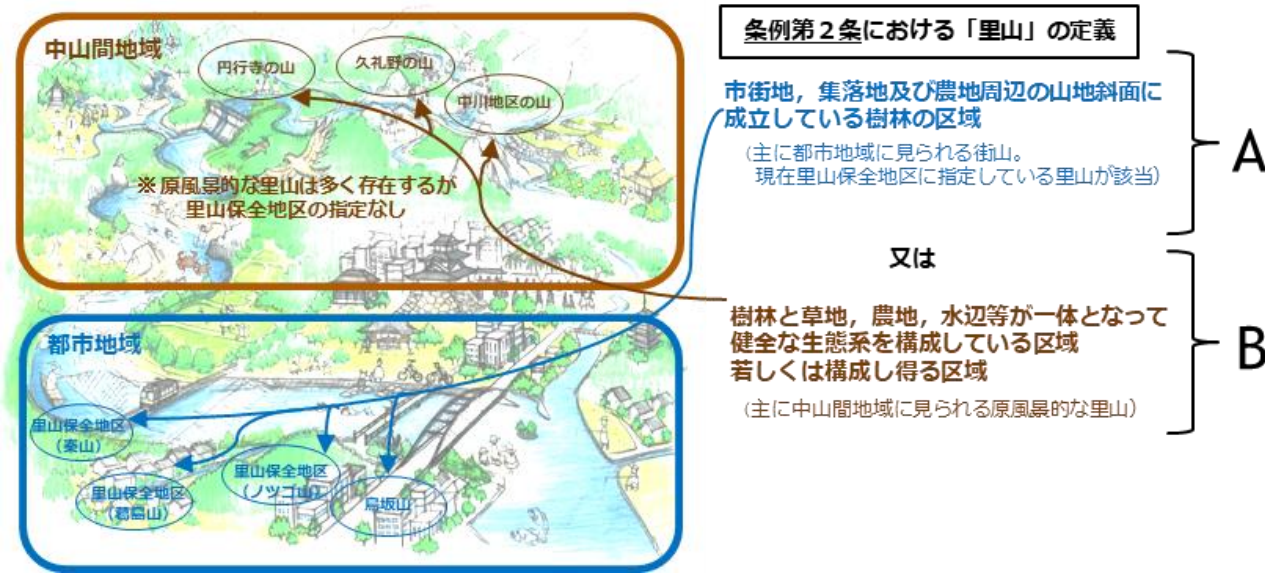
(1) 条例第2条で定義されている里山（以下、「2条里山」と言う。）

- A 市街地・集落及び農地周辺の山地斜面に成立している樹林の区域又は
- B 樹林と草地、農地、水辺地等が一体となって健全な生態系を構成している区域若しくは構成し得る区域

定義に示す2つの区域についての整理

	A	B
主な該当地域	都市地域	中山間地域
例(里山保全地区は下線で示す)	<u>秦山</u> 、 <u>葛島山</u> 、 <u>ノツゴ山</u> 、鳥坂山	円行寺の山、久礼野の山、 <u>中川地区の山</u>
対象範囲	狭い(スポット的)	広い(エリア的)
「里山保全地区」指定	有り(秦山、葛島山、ノツゴ山)	無し

図解(イメージ)

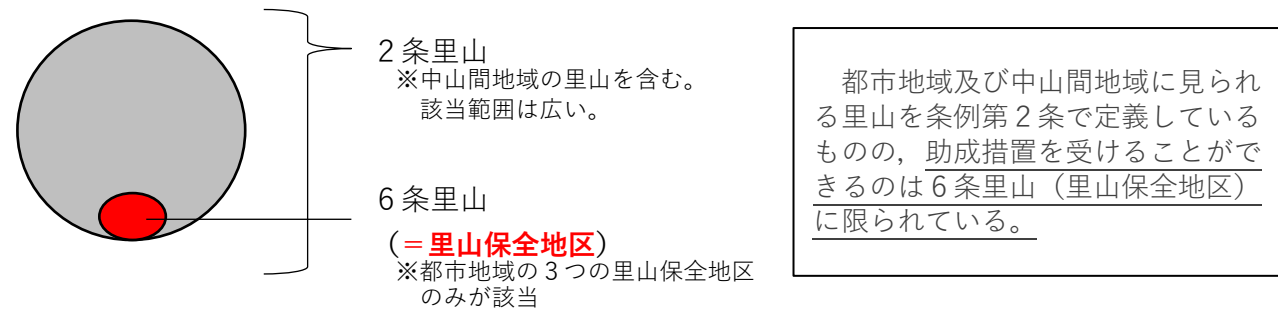


本来の里山の定義：都市地域等に見られる里山と中山間地域等に見られる原風景的な里山の両方を示す。  
現状：前者のみが「里山」と認識されており、里山保全地区の指定を受けている。

(2) 条例第6条で定義されている里山（以下、「6条里山」と言う。）

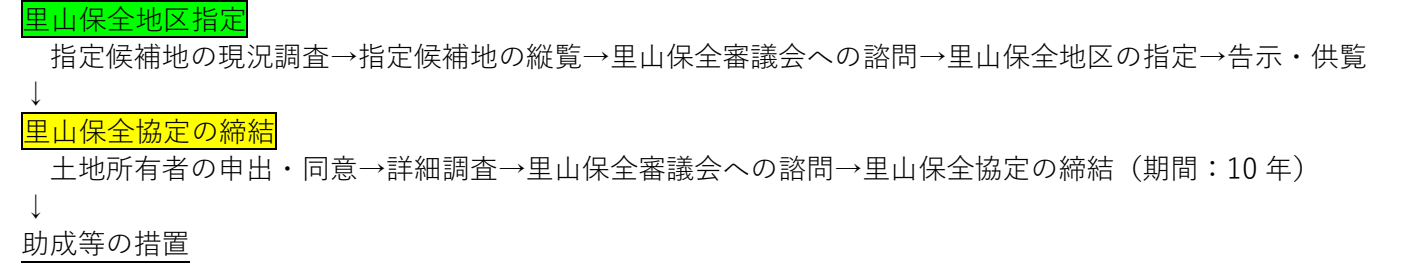
防災機能の確保、潤いと安らぎのある都市景観の形成、健全な生態系の保持、人と自然の豊かな触れ合いの確保又は歴史・文化の継承のために保全することが必要な里山を「里山保全地区」に指定することができる。  
※条例第13条：里山保全地区内の土地所有者等との間において里山保全協定を締結することができる。  
※条例第15条：協定区域内の土地所有者等に対し、里山保全に必要な助成等の措置をすることができる。

(3) 2条里山及び6条里山の定義及び該当範囲の整理



2 里山保全条例に基づく助成措置の現状

(1) 助成を受ける手順



(2) 現行の助成措置

- ① 高知市里山保全協定協力助成金  
対象：協定を結んでいる土地所有者  
助成金額：協定の目的となる区域内の土地の固定資産税及び特別土地保有税相当額 + 当該土地面積に10円/m<sup>2</sup>を乗じて得た金額 × (年度内の協定期間月数/12)
- ② 高知市里山保全事業補助金  
対象：ボランティア団体・市民活動・町内会・自主防災会・協定を結ぶ土地所有者等  
土地所有者等以外の者であって、当該土地所有者等からその里山に係る公益的機能の保全等を目的とした活動をするについて同意を得ている者(=利活用者※令和3年度追加)

補助対象事業の区分	補助率	補助限度額	事業内容
里山林整備事業	4分の3	750千円	樹木を対象に、防災・景観・生態系等の保全・里山活用を目的とする里山整備
竹林整備事業	4分の3	1500千円	竹を対象に、防災・景観・生態系等の保全・里山活用を目的とする里山整備
付帯設備等整備事業	4分の3	300千円	里山を構成する農地及び水辺並びに里山における付帯設備等の整備
里山利活用事業 ※令和3年度追加	4分の3	100千円	里山における実地調査及びイベント、体験学習等に伴う諸活動(調査、講師派遣、運営準備、広報活動等)

(3) 助成措置の現状及び課題

- ・令和3年度に補助金交付要綱を改正し、補助対象に利活用者を、補助メニューに里山利活用事業を追加した。  
改正の目的：多様な主体による里山保全活動の推進  
課題：対象地が里山保全地区に限定されていること等の理由により、活用に至っていない。
- ・対象地が里山保全地区に限定されているため、中山間地域等の里山保全地区以外の里山から活用要望があった場合に対応できない。
- ・助成を受けるには里山保全地区指定及び里山保全協定締結が必要であり、手続きに時間を要する。
- ・開発抑制から里山を守り「残す」ために里山保全地区の指定を行い、助成金及び補助金を交付するもののため、現在の市民ニーズや社会情勢に適應できていない。



1 里山保全地区（＝6条里山）の現状及び課題

秦山

平成13年度 里山保全地区指定  
協定相手方：里山の地権者

(1) 現行支援制度の活用状況

- ① 平成28・30年度 高知市里山保全事業補助金を活用した里山林整備  
(主な目的：支障木等の伐採による維持管理)
- ② 例年 高知市里山保全協定協力助成金の申請

(2) 令和2年度以降の特記事項

- ・令和2年度、秦ふれあいセンター長等にヒアリングを実施した結果、地域住民の秦山に対する関心の薄さが明らかになったため、里山保全啓発看板の設置不要と判断し、設置を見送った。また、秦ふれあいセンター長は里山保全地区の指定について消極的である。

(3) 課題

- ・秦山を取り巻くコミュニティが無く、保全活動ができていない。
- ・住民が指定に対して否定的で全体の半分ほどしか協定を結べていない。
- ・地権者の中には、里山の維持管理の負担から山を手放したいという者もいる。



赤線：指定区域  
青色部分：協定区域

葛島山

平成13年度 里山保全地区指定  
協定相手方：葛島山保善会

(1) 現行支援制度の活用状況

- ① 令和2・3年度 高知市里山保全事業補助金を活用した里山林整備  
(主な目的：景観及び防災機能の保持、支障木等の伐採による維持管理)
- ② 例年 高知市里山保全協定協力助成金の申請

(2) 令和2年度以降の特記事項

- ・令和3年度、里山保全審議会委員等と現地調査を行った。委員からは、葛島山の優れた景観を活かし、周辺の学校における遠足の目的地としての活用可能性について提案があった(写真①)。
- ・令和3年度、慶応義塾大学教授、高知県立大学教授、葛島山の地権者等と現地調査を行い、防災拠点としての葛島山の活用について意見交換を実施した(写真②)。
- ・地権者が、景観維持のために補助金を活用した整備を継続的に実施している。また、景観を活かし、地域の憩いの場、防災拠点等としての機能の確立を希望している。
- ・葛島山保善会の構成員の中に、所有権移転をしたにも関わらず登記が未申請の者がおり、山の管理が十分にできていない状況である。
- ・葛島山保善会の構成員の中に県外在住の者がいるため、補助金申請に使用する同意書の準備に時間を要する。そのため、地権者が補助金の申請に対して煩わしさを感じている。



赤線：指定区域  
(指定区域＝協定区域)



(3) 課題

- ・かねてから地権者が補助金の申請事務等の手続きに対して負担を感じている。
- ・地権者は多くの人に里山を利用してもらいたいと感じているが、地域に里山保全の担い手がない。

ノツゴ山

平成25年度 里山保全地区指定  
協定相手方：梶ヶ浦防災会、地権者

(1) 現行支援制度の活用状況

- ① 平成28～令和4年度 高知市里山保全事業補助金を活用した里山林整備  
(主な目的：景観及び防災機能の保持、支障木等の伐採による維持管理)
- ② 例年 高知市里山保全協定協力助成金の申請

(2) 令和2年度以降の特記事項

- ・令和2年度から山の西側の整備を継続的に行い、見晴らしの良い景観及び広場空間の維持に努めている(写真①)。
- ・令和2年度に梶ヶ浦防災会から里山保全を担う人材育成や学生等との連携、防災拠点としての整備、市民に親しまれる里山としての景観づくりについて高知市の協力を求める要望書が提出された。以降も、地域外の若者等、多様な主体によるノツゴ山への関与を期待している。
- ・令和3年度、里山保全審議会委員、梶ヶ浦防災会等と現地調査を行い、里山を「生かす」ための取組としてマウンテンバイク走行場の整備について検討を重ねた。調査及び検討の結果、階段昇降時の負担等の課題はあるものの、地元住民と連携しながら小規模な整備から始め、山の地形に見合った広場空間を整備することについて効果を見込むことができた(写真②)。
- ・令和3年度、以前から行われていた国土調査の完了に伴い、協定対象地の一部に係る地積、地番等が変更されたため、協定変更を行う必要が生じた。なお、当件を把握していない地権者が多く、ノツゴ山に対する地権者の関心の薄さが伺える。
- ・助成金制度があるものの、申請を行わない地権者がいる。

(3) 課題

- ・梶ヶ浦防災会の高齢化及び担い手不足により、地域住民だけで整備を行うことが難しくなっており、大学(大学生)等との連携について、市に要望が上がっている。
- ・年に一度整備を実施してもすぐに竹林や雑草が生え、もとの状態に戻ってしまう。定期的に整備を実施し、景観を維持していく仕組みが必要である。
- ・地権者の中には、高齢化による山の管理の負担から、高知市へ土地を寄付したいという者もいる。



赤線：指定区域  
青色部分：協定区域





## 2 里山保全地区以外の里山の現状及び課題

## 鳥坂山

## (1)経過

- 自身の山を防災拠点及び憩いの場として活用してもらいたいという所有者の要望を受け、令和元年度に現地調査及び森林ボランティア団体とのマッチングを行った。



## (2)令和2年度以降の特記事項

- 例年、森林救援隊が植樹祭を企画し、多くの地域住民等が参加している。
- 令和3年度、里山保全審議会委員等と現地調査を行い、里山保全地区以外の里山を「生かす」取組について検討した。調査及び検討の結果、広大な駐車スペースがあるため利便性は高く、山の起伏を活かして整備計画を立てればより高い効果が見込めるとの意見が得られた(写真①)。

## 円行寺の山

## (1)経過

- 自身の山を多くの人に活用してもらいたいという所有者の要望を受け、令和元年度に現地調査及び幼稚園とのマッチングを行った。

## (2)令和2年度以降の特記事項

- 令和2年度、所有者が新規購入を予定している円行寺の土地及び空き家について、里山保全審議会委員及び所有者と現地調査を実施した。調査の結果、空き家の活用法を企画し、実際に改修を行うまでの一連の流れをとおして学生等に関わってもらうことでより高い効果が見込めるとの意見が得られた(写真①)。



## 鴻ノ森の山

## (1)経過

- 令和2年度、所有者から、自身の山を市民に開放するために桜の管理等の整備を行いたいが、補助を受けることは可能かという相談があった。里山保全地区でないため補助金等の現行の助成制度が利用できず、林野庁の「森林山村多面的機能発揮対策交付金」を紹介した。
- 令和2年度から、「森林山村多面的機能発揮対策交付金」を活用した里山の整備を継続的に実施している。なお、当交付金は3年の活動計画を策定し整備を実施するものであるため、令和4年度が最終年度となる。

## 南ヶ丘

平成24年度 モデル事業地区に選定

## (1)経過

- 平成24年度に環境学習を全4回実施した。また、平成27～30年度にRKC高知放送との共催事業として間伐体験を実施した(写真①)。令和元年度から令和3年度については新型コロナウイルスの影響により実施に至っていない。

## (2)課題

- 間伐体験イベントに多くの地域住民等に参加してもらうことで里山保全意識の醸成が期待できるが、イベント終了後も継続的に里山に関わってもらうための意識付けが必要である。
- モデル事業を今後も継続すべきか、また、RKC高知放送との共催事業を南ヶ丘で継続すべきかについて検討が必要である。



## 久礼野の山

## (1)経過

- 鏡川清流保全条例の景観形成区域候補地として、区域指定に係る現地調査、地域住民へのヒアリング等を行ってきた。ヒアリングの結果、指定によって地域にメリットが生まれれば喜ばしい、久重地域一丸となって地域を盛り上げようとしている中で、地域の一部分のみを指定することで地域の雰囲気は崩れてしまうのではないかなどの意見が得られた。
- 久重地域連携協議会里山部会等による積極的な地域活動が行われており、里山を活かしたイベントの実施による地域外住民との交流が盛んである。

## (2)令和2年度以降の特記事項

- 令和4年度、「里山歩きとホテルの夕べ in 久重」を開催し、地域内外から多くの親子連れが参加した(写真①)。



## 中川地区の山

## (1)経過

- 令和4年度、鏡川流域での自然や景観を活かした地域活動を行う優良事例として現地調査及び地域住民へのヒアリングを実施した(写真①)。ヒアリングの結果、条例に基づく指定を重荷に感じる住民がいる、指定によって補助を受けることは地域にとってプラスに感じる、指定を受けなくとも活動の継続は可能である、行政には地域が望んでいる活動を応援する立場としての関与を期待する等の意見が得られた。
- オーベルジュ土佐山を拠点に、ホテル祭り、彼岸花祭り等、地域住民主体の活動が盛んに行われている。
- 高知大学地域協働学部生の実習生を受け入れている。



## 3 6条里山を含めた2条里山の現状と課題の整理

- ◎各里山の共通の課題として地元住民の高齢化及び担い手不足があり、地域外住民との連携や若者の関与を希望する声が多い。
- ◎6条里山で助成措置(助成金及び補助金)を活用する者の中には、事務手続きの煩雑さから申請に煩わしさを感じる者も多い。
- ◎里山保全地区以外でも活発に活動が行われている里山が数多くあるにも関わらず、助成ができない。  
※現行の助成措置(補助金及び助成金)は、里山保全地区の指定及び地権者等との協定締結が必要であるため、容易に助成が受けられない仕組みとなっており、多様な主体による里山保全活動を制限してしまっている。

1 里山の目指すべき姿と当面の取組

(1) 条例第3条に示す基本理念

「里山が現在及び将来にわたり市民が安全かつ健康で文化的な生活を維持するための重要な資源であることを認識し、次に掲げる指針に従い、この限られた資源を将来の世代に引き継いでいくことを目的として行わなければならない。」

- ・防災機能の確保、都市の生活環境の保全と回復を図ること。
- ・生物種の維持、自然循環の維持その他自然の多様性に着目した自然環境の保全と回復を図ること。
- ・地域の文化・歴史の学習・伝承の場として、市民参加を主体とした自然環境の保全と回復を図ること。

(2) 当面の取組について

里山の定義を再認識し、条例第3条で定義されている基本理念及び里山の現状、社会情勢、**高知市全体の土地利用に関する法令の全体最適解**を踏まえた、里山保全条例の「生かす里山」についての検討を続け、着手可能な取組から実施する。特に、**6条里山を含めた2条里山に対して、多様な主体による里山の多様な機能を「生かす」ための対策を検討し、実施する。**

2 高知市全体の土地利用計画を踏まえた里山保全条例の整理

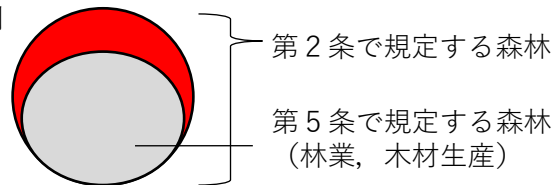
(1) 森林・林業関連事業との役割分担の整理

① 森林・林業所管課の担当業務

- ・森林法第2条及び第5条で規定されている森林を対象とする。  
 ※第2条：「森林」とは、木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹並びに木竹の集団的な生育に供される土地（主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く。）  
 ※第5条：都道府県知事は民有林について地域森林計画を立てなければならない。
- ・森林環境譲与税関連事業等、林業支援が中心。当事業の実施には綿密な実地調査（所有者の特定、整備の必要性の判定等）が伴い、15年程で調査が完了する予定である。
- ・人材育成及び担い手確保についての支援は高知市森林組合技術職員育成に係る補助で、林業の担い手を育成するものである。

② 森林・林業所管課の担当業務を踏まえた里山保全条例の役割

- ・対象地：森林法第2条に該当する森林のうち、森林法第5条に該当しない地域（＝中山間地域に点在する集落）
- ・助成措置：植林以外の整備（竹林、雑木林等）  
 ※里山保全事業補助金の対象者を、所有者や協定締結者に限定せず、必要に応じて、活用を希望する利活用者にも拡充していく。



(2) 鏡川清流保全条例との役割分担の整理

① 景観形成区域の概要

- ・経過  
 2017 鏡川清流保全基本計画における「景観」の施策として景観形成区域の指定が規定されており、区域指定検討業務をとおして候補地や保全手法の整理を行ってきた。
- ・区域の定義  
 鏡川流域を特徴づけている美しい農村景観で、川と共生した暮らし及び地域主体の活動によって守り活かされている区域。

景観形成区域候補地：  
 久礼野（写真①）、坂口（写真②）、領家（写真③）



・保全手法

景観形成の担い手である住民が地域でいきいきと暮らし続けられることを重要視する。人口減少に伴って暮らしの存続が心配されるなか、農村景観の「保全と活用のサイクル」が将来も回り続けるよう、必要なくみを住民と一緒に考えていく。

② 鏡川清流保全区域指定検討業務で見えた課題及び役割分担

- ・鏡川流域の景観形成を目的とした活動への市民の意識付けにハードルがある。
- ・条例に基づく区域指定は住民の負担となる
- ・地域の一部を切り取って指定することへの理解を得ることが難しい
- ・地域で求められていることと区域指定の手法がアンマッチである。

◎新たに景観形成区域の定義を設定し、区域の指定及び指定区域の保全を行うことは、既存の**高知市里山保全条例に基づく里山保全の取組と内容及びその効果が同様となると想定される。**

⇒鏡川流域の農村景観の保全については、**新たに景観形成区域を指定するのではなく、高知市里山保全条例を活用した里山保全の取組を推進することで、目的の達成を目指す。**

3 区域指定の効果及び現行の助成措置（助成金及び補助金）の効果の検証

(1) 各里山の現状及び課題（資料③の再掲）

- ◎各里山の共通の課題として地元住民の高齢化及び担い手不足があり、地域外住民との連携や若者の関与を希望する声が多い。
- ◎6条里山で助成措置（助成金及び補助金）を活用する者の中には、事務手続きの煩雑さから申請に煩わしさを感じる者も多い。
- ◎里山保全地区以外でも活発に活動が行われている里山が数多くあるにも関わらず、助成ができない。  
 ※現行の助成措置（助成金及び補助金）は、里山保全地区の指定及び地権者等との協定締結が必要であるため、容易に助成が受けられない仕組みとなっており、多様な主体による里山保全活動を制限してしまっている。

(2) 有識者へのヒアリング

① 経過

里山保全条例に基づく里山保全地区の指定及び鏡川清流保全条例に基づく景観形成区域の指定による効果、本市の自然資本の活用に向けた今後の取組等を検討すべく、高知市里山保全審議会委員、環境・生態系の専門家等にヒアリングを行ってきた。

② 主な有識者の意見

- ・区域指定ではなく、エリアを活用した取組プランを認定し、活動を後押しする方法もある。
- ・高知市全体の自然環境及び景観の保全に向けては、一部の区域の人のみが見える補助金ではなく、市内全域の人が使える補助金の仕組みが必要ではないか。
- ・自然への多様な関わりがどのように自然資本の価値の向上につながるかを可視化するには、まずは多くの人に興味をもってもらうことが重要である。そのため、子どもの自然体験、山歩き等も価値がある。
- ・生物多様性に関する国家目標として掲げられている「30by30（サーティー・バイ・サーティー）」は、2030年までに国土の30%以上を自然環境エリアとして保全することを目指すものである。そういった意味では、自然環境の保全のために一定の区域を指定することは意義のあることであるが、指定後に指定区域内の人が保全に関わる仕組みを作ることが出来るかが重要である。



4 里山の目指すべき姿を踏まえた対策の提案

(1) 里山保全地区指定と助成金・補助金によるこれまでのアプローチ

① これまでの里山保全地区指定及び助成措置の効果の検証

- ・ノツゴ山及び葛島山では例年補助金を活用した里山整備を実施している。しかし、一時的に良好な景観を維持することはできても、根本的課題である地域住民の高齢化及び担い手不足の解決には繋がらない。
- ・助成措置を受ける条件となる里山保全地区指定及び里山保全協定締結に対しては消極的な意見が多い。秦山（6条里山）では保全地区内の半数の住民が協定に否定的で、協定を結べていない。6条里山以外の里山では、指定を重荷に感じる、指定がなくとも活動は可能といった意見があった。

② 今後の方向性

- ・課題は多いものの、里山保全地区の指定及び助成金・補助金は、市街地周辺の緑地開発抑制の条例制定当初の目的に適した手法であり、社会情勢が変化した現在でも一定の役割を果たしていることから、引き続き里山保全地区の指定及び助成金・補助金の手法によって、里山保全地区の維持に努める。
- ※一方、これまでの高知市里山保全審議会の「残す里山から生かす里山への転換」及び「残す里山の施策への一定の評価を踏まえた、残す里山と生かす里山の両輪で取り組む」の方向性を踏まえた、新しいアプローチも必要となっている。

(2) 自然と人との多様な関わりを増やしていく新しいアプローチ（鏡川流域関係人口創出事業の例）

① 事業概要

・事業目的

鏡川上流域で、様々な分野での担い手不足から、人による自然への適切な関わりが薄れ、流域の美しい景観や自然環境が失われつつある課題に対応するため、鏡川流域の自然と人、人と人をつなぐ「関係人口」の創出・拡大を図る。

※関係人口：移住した「定住人口」でも、観光にきた「交流人口」でもない、特定の地域に継続的に多様な形で関わる者。

・事業内容

鏡川流域の自然を生かした多様な関わり方を実行できる人材を育成するため、鏡川流域関係人口講座として、流域内の住民を対象とした講座と、流域外の住民を対象とした2つの講座を開催する。

鏡川流域で「不足していること」や「提供できること」を可視化し、多様な人材の参加と関わりを促進させるネットワークインフラとして、電子地域ポイントシステム（スマホアプリ「まちのコイン」）を導入・活用する。

ユーザーはアプリ内で「体験チケット」として発行されている様々なイベント、お手伝いごと等の中から興味のあるものを利用することで、高知市版のまちのコイン「ぼっちり」をやり取りする（写真①）。

・事業効果

講座受講生による活動や、電子地域ポイントシステムの普及により、鏡川流域の自然と人、人と人をつなぐ「関係人口」の活動が促進され、流域の美しい景観や自然環境の保全につながる。

写真①



② 里山における活用事例

- ・令和4年度、久重地域にて「里山歩きとホテルの夕べ in 久重」を実施した際、まちのコイン「ぼっちり」の体験チケットをイベントの企画に紐づけて発行し、参加者に利用してもらった（写真②及び③）。

体験チケットの例：「里山ビンゴで5ビンゴ以上揃ったら200ぼっちり！」



- ・土佐山桑尾在住の市民（鏡川流域関係人口講座1期生）が「鏡川・桑尾沈下橋&古民家活用プロジェクト」を立ち上げ、土佐山桑尾の古民家の利用、薪割の手伝い等、様々な体験チケットを発行している。これを受講生や下流域の大学生等の高知市内・外の様々な人が利用し、中山間地域において鏡川をとおした多様な人のつながりが生まれている（写真④、⑤及び⑥）。

体験チケットの例：「桑尾沈下橋の清掃に協力してください！」  
「目の前に鏡川が流れる古民家/半日利用権」



③ 今後の方向性

- ・上記活用事例等により、鏡川流域関係人口創出事業が地域内外の多様な主体の関わりを促進するものであり、里山を「生かす」取組と親和性があることが分かった。
- ・今後は、鏡川流域関係人口講座における現地フィールドワークの訪問先や受講生の関心を里山（里山保全地区を含む）に誘導していくことで、里山への多様な人の多様な関わりを増やし（里山を生かし）、里山保全へとつなげていきたい。
- ・また、この多様な人による多様な関わりによって生まれた中長期的な取組（プラン、プロジェクト、事業等）の支援については、既存事業（里山保全地区指定と助成金・補助金、森林・山村多面的機能発揮対策交付金、高知市まちづくりファンド等）の活用や新規事業の導入を検討していきたい。

例：森林・山村多面的機能発揮対策交付金

地域住民や森林所有者等、3名以上で構成される活動組織が実施する里山林の保全、森林資源の利活用等の取組を支援するもの。森林経営計画を策定していない森林を対象とし、3年間の活動計画の策定、所有者との協定の締結等の手続きが必要となる。

例：高知市まちづくりファンド

高知市民の自主的なまちづくり活動を支援するもの。市民団体は、書類審査又は公開審査会により活動目的、活動内容等を運営委員に選考されれば、助成金の交付を受けることができる。助成時期、対象者ごとに様々な助成コース、助成金額が用意されている。



令和4年度鏡川流域関係人口講座フィールドワークの様子（受講生は鏡川流域の里山等に多様に関わっていく）